

□第2期地域福祉計画□

(平成26年度～平成30年度)

～計画改訂のポイント～

～ 実態的効用を求めて：改訂のコンセプト ～

(目的)

公的サービスで対応できない福祉課題について、地域自らの自主的・自立的取組みによってこれを補完し、もって地域における健全な福祉社会の構築を図る。

(改訂のポイント)

1. 地域福祉のポジションと領域を整理

社会福祉法に基づく「福祉領域」を基本とし、地域コミュニティ政策の一分野であることを明記

2. 支援対象の焦点化と階層化

地域福祉における取組を次の3段階に整理し、ターゲットを絞って支援時を実施

①自立困難者個人への支援 →②当該個人の集団化 →③社会参加（地区活動計画の実践）

3. 実施体制の再整理と合意

地域福祉の担い手（社協・福推協・民生委員等）に明確な役割を付与し、その合意を得る。

4. 財源原則

自主・自立が原則。持続性確保のため安易な公的財政支援は回避。計画実現に特に必要と認められた場合、原則として地域福祉基金を活用。ただし、恒久的費用は一般財源。

保健福祉部 保健福祉政策課

第3節 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉の範囲（地域福祉が包含する社会福祉法上の範囲）

本計画は、社会福祉法に基づく行政計画であるため、法律が予定している理念や意図、計画の包含すべき範囲などを把握しておく必要があります。

介護保険事業計画など、公的サービスを細かく規定していくことを求められる他の事業計画と異なり、地域福祉計画は各地域における実情を反映させるため、法律が指定する項目は極めて限定的となっています。従って、その範囲や内容については、よく精査を行い、社会福祉法の意を酌んだ計画とする必要があります。

このことから、この節では、地域福祉計画が包含する範囲と内容について、具体的な条文を見ながら的確な理解を共有することを目的に整理を行っていきます。

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

「社会福祉を目的とする事業」「社会福祉事業」「社会福祉に関する活動」について

【社会福祉を目的とする事業】

- ・地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業です。
- ・経営主体等の規制はなく、行政の関与は最小限となっています。

（例）社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

【社会福祉事業】

社会福祉を目的とする事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列挙されています。

- ・経営主体等の規制があります。
- ・都道府県知事等による指導監督があります。
- ・第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されています。

（例）第1種： 障害者支援施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営

第2種： 保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業

【社会福祉に関する活動】

- ・必ずしも反復的・継続的に行われるものではありません。
- ・特段の規制はありません。
- ・ボランティアなど、個人や団体による任意の活動です。住民の参加が重要です。

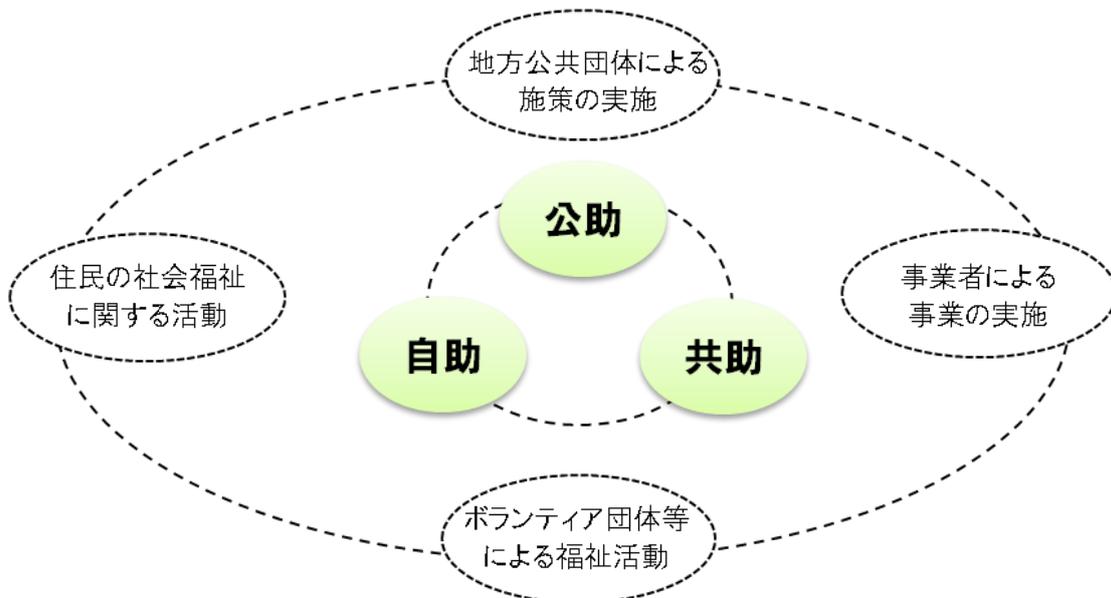
《地域福祉の政策目的的役割》

法第1条では、「福祉サービスの利用者の利益の保護」と「地域における社会福祉」のことを「地域福祉」と定義し、これを推進することは、「社会福祉事業の確保と発達」とならんで、この法律の目的であるとしています。つまり、社会福祉法は、「地域福祉の推進」と「社会福祉事業の確保と発達」のための法律であるということが言えます。

また、第4条では、地域福祉の主体を「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を営業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」の3者としていますが、社会福祉法の逐条解説においては、地域福祉を次のように解説しています。

「地域における社会福祉」すなわち「地域福祉」とは、社会福祉のこのような普遍性を前提としたうえで、住民の社会福祉に関する活動への積極的な参加の下、地方公共団体による施策の実施、事業者による事業の実施、ボランティア団体による福祉活動の実施等といった、自助、共助、公助が相まって、地域ごとに個性のある取組を行うこと、というような意味を有し、また地域福祉の「推進」とは、このような自主的、自立的な取り組みを積極的に行うことを意味するものと解してよいであろう。

すなわち、地域福祉は、政策目的的には、社会福祉法が予定する、行政が行う公的支援事業、福祉事業者が行う福祉・公益事業、任意団体が行うボランティア等事業、地域住民の活動の全体を包含するものであり、これらの活動を把握し、有機的に関連させ、もって地域における社会福祉活動を包括的に機能させようとするものであると考えられます。そのためには、公助・共助・自助がそれぞれ「できること」を把握し、補完しあうことが必要です。



これらが相まって、地域ごとに個性ある
自主的・自立的取組を行うこと

《地域福祉の事業目的的役割》

一方で、法は地域福祉計画に記載すべき内容を次のように規定しています。

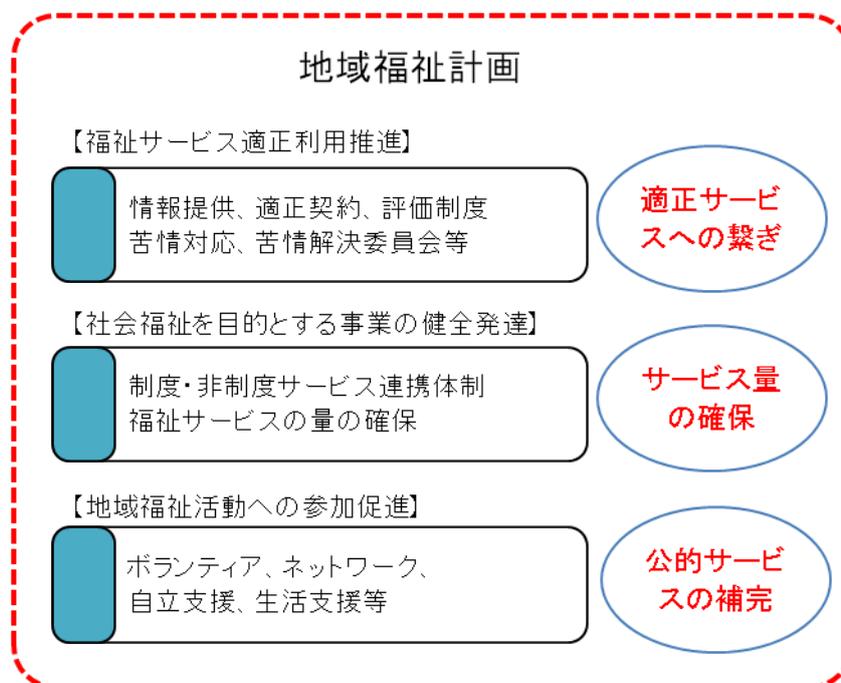
社会福祉法（(昭和26年3月29日法律第45号)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

すなわち、地域福祉計画は、事業目的的には、法第8章に規定する（情報提供）や（適正契約）、（第三者評価）等による「福祉サービス適正利用促進」＝**適正サービスへの導入**、（福祉サービスの量の確保）や（制度・非制度サービス連携）等による「社会福祉を目的とする事業の健全発達」＝**サービス量の確保**、（ボランティア活動）や（自立支援活動）等による「地域福祉活動への住民参加促進」＝**公的サービス補完**の大きな3つの柱で構成されることとなっていると考えられ、これらの事業が「地域福祉計画」に基づいて行う事業の範囲、ということが言えそうです。



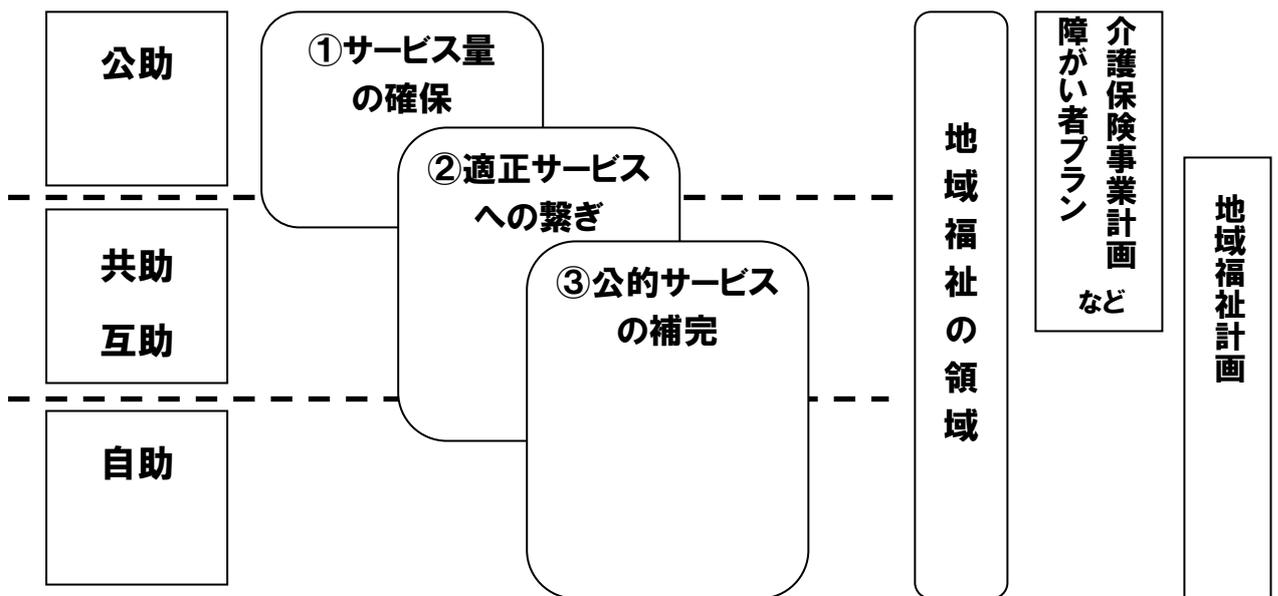
《社会福祉における地域福祉計画の活動領域》

これらを踏まえた中で、本市における地域福祉の活動領域についての整理を行います。

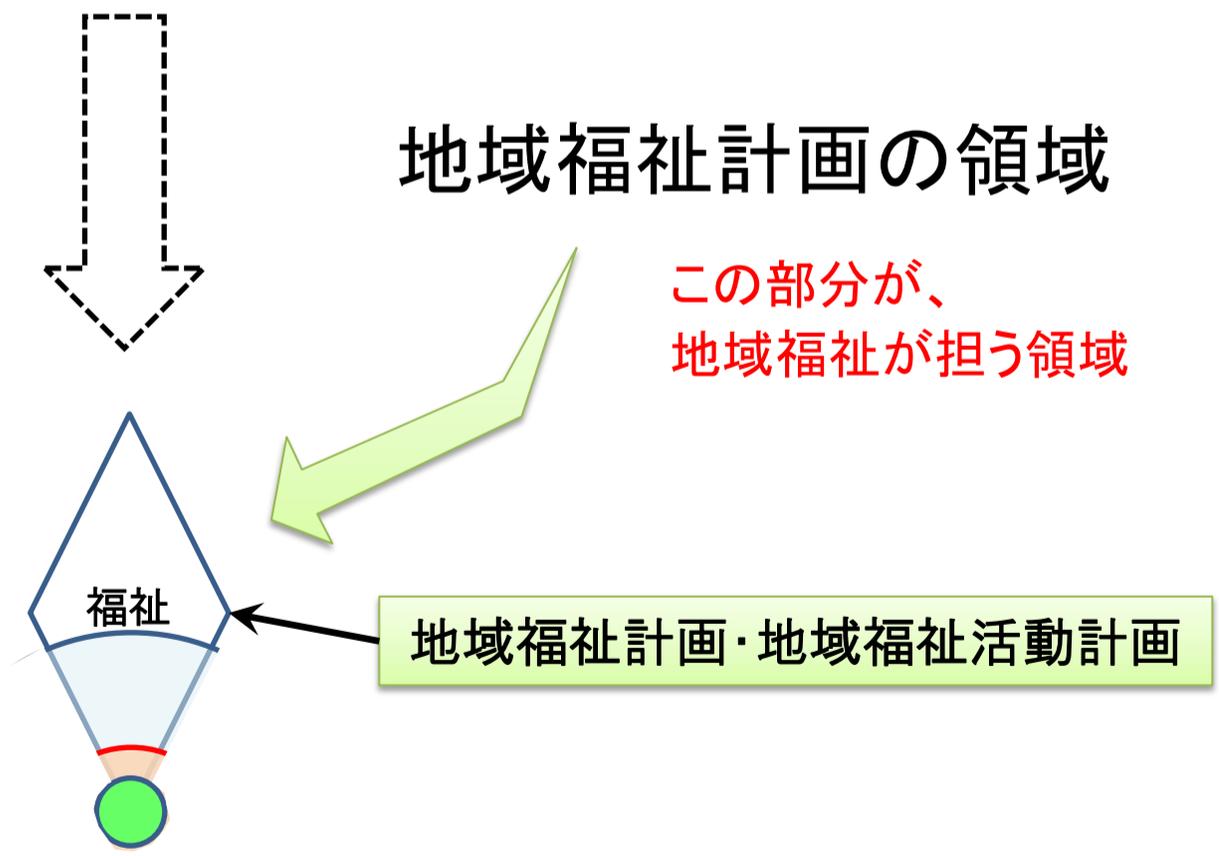
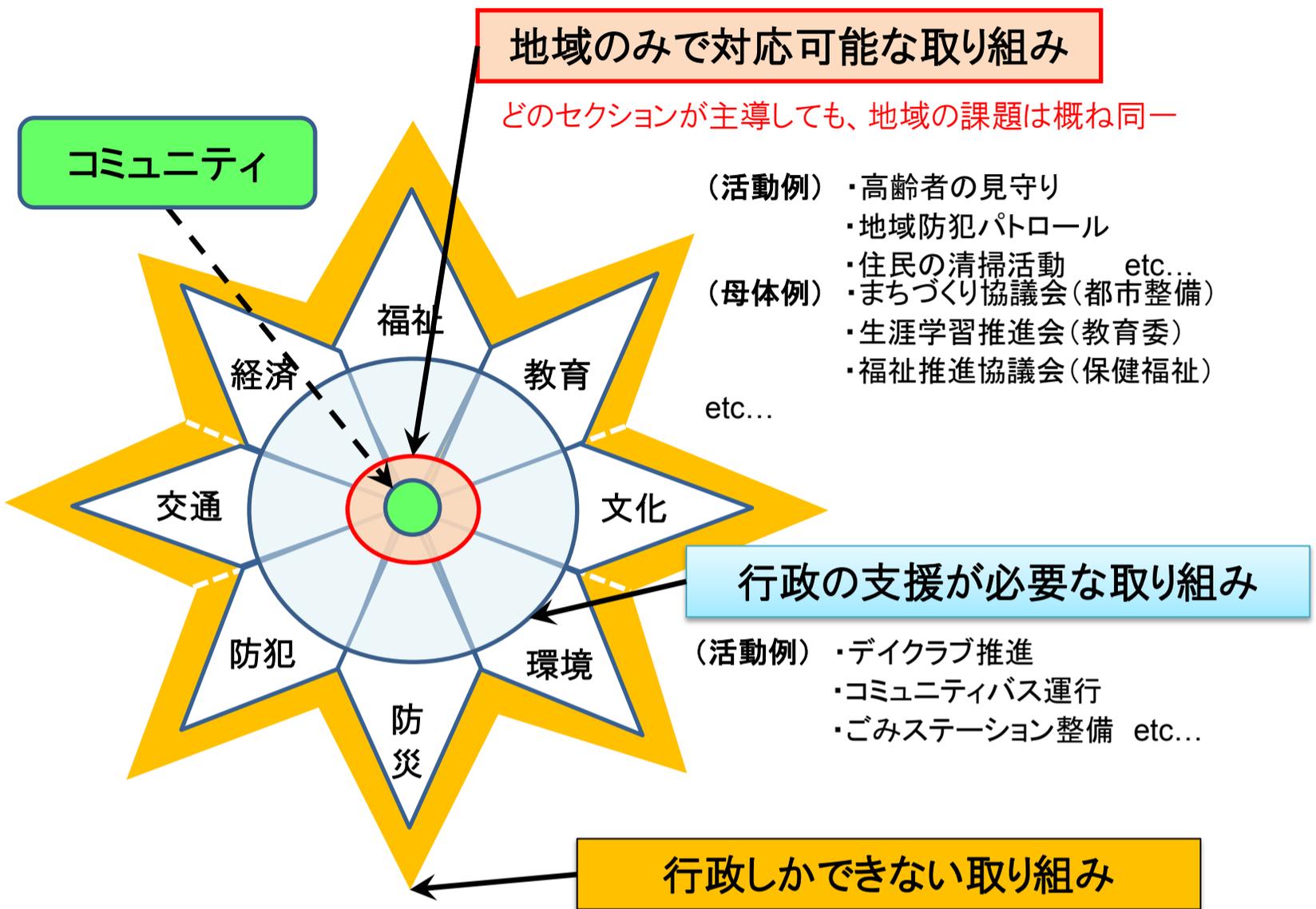
前述のとおり、政策目的的には「自助・共助・公助の連携による福祉社会の構築」、事業目的的には「①サービス量の確保」「②適正サービスへの繋ぎ」「③公的サービスの補完」を行うこととなっていると考えられますが、これらは相互に関連しなければなりません。

つまり、「①サービスの量の確保」は概ね公的な取り組みにより達成され、「②適正サービスへの繋ぎ」は、地域における民生委員・児童委員やボランティアによる活動（共助）が重要です。また、「③公的サービスの補完」は、まさしく公的活動で補完できない共助・自助、つまり、地域活動により達成されなければなりません。

すなわち、公的サービス、つまり、サービスの量の確保に関しては、介護保険事業計画や障がい者プランにより、既に位置づけがなされており、また、相談窓口の設置やボランティアの育成など、適正サービスへの繋ぎ部分中、公的取組に関するものは同じく行政計画に位置づけがあるということを踏まえると、地域福祉計画にはこれら行政計画に記載のない、主にボランティアや住民が主体となって行なう「②適正サービスへの繋ぎ」や「③公的サービスの補完」に関する取組を、地域福祉計画の活動領域として捉え、規程していくことが適当であると考えられます。

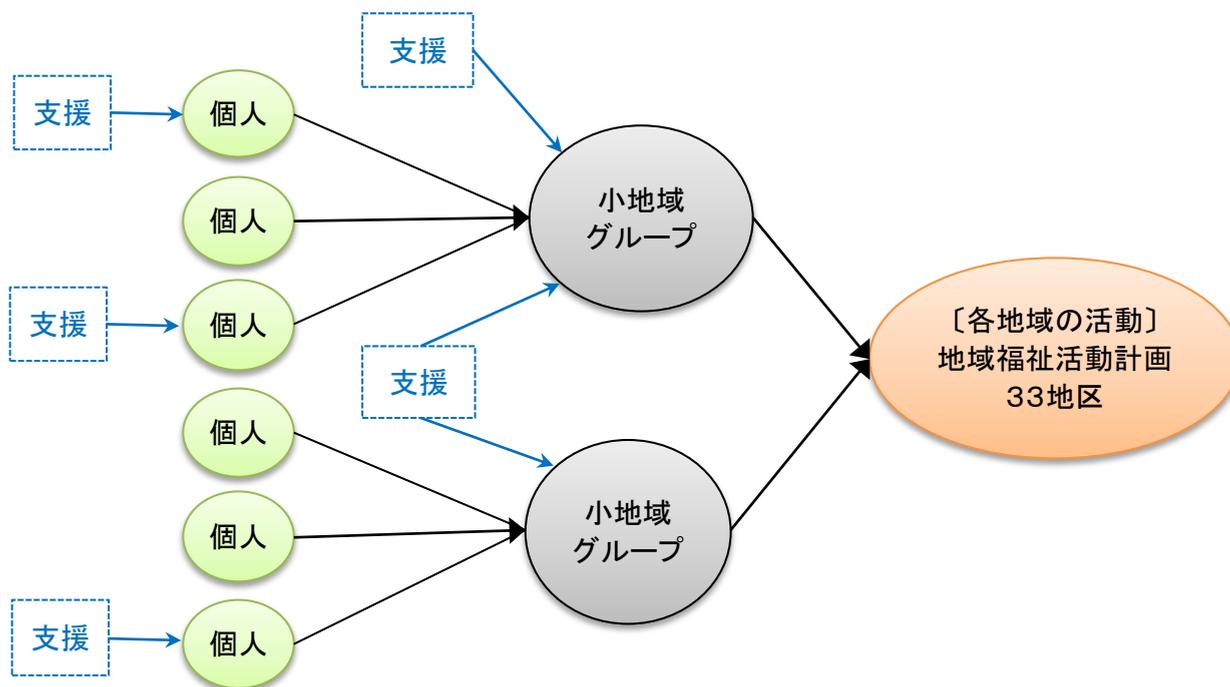


地域コミュニティの活動領域とその要素



■ 第2期計画 整理事項

地域福祉計画における 個人・地域支援のイメージ



第2期

(平成26年度～平成30年度)

佐世保市地域福祉計画 佐世保市地域福祉活動計画



平成26年3月

佐世保市・佐世保市社会福祉協議会

本編

第1章 総論

第1節 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本理念
3. 計画の性格
4. 計画期間

第2節 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉の範囲（地域福祉が包含する社会福祉法上の範囲）
2. 地域福祉計画の性格（個別法に基づく個別計画との関連）
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

第3節 社会福祉協議会

1. 社会福祉協議会の性格（法律上の位置付け等）
2. 社会福祉協議会が目指すべき姿

第4節 地域福祉推進にあたっての基本的な視点

1. 自立支援を促すための手段（個人への支援）
2. 相互扶助を促すための手段（小地域への支援）
3. 地域福祉（社会参加）を実現する地域の主体的活動を実践する手段（地域活動）

第2章 社会福祉の現状と課題

1. 高齢者福祉

- (1) 社会資源等の状況
- (2) 公的支援の現状
- (3) 公的支援では補完できない課題

2. 障がい者福祉

- (1) 社会資源等の状況
- (2) 公的支援の現状
- (3) 公的支援では補完できない課題

3. 子ども子育て

- (1) 社会資源等の状況
- (2) 公的支援の現状
- (3) 公的支援では補完できない課題

4. 生活困窮者福祉

- (1) 社会資源等の状況

- (2) 公的支援の現状
- (3) 公的支援では補完できない課題

第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1節 自立支援を促すための手段（個人への支援）

1. 孤独から要支援者を守るための取組み

○話し相手ボランティア事業

（一人暮らし高齢者の話し相手となるボランティアを育成し派遣します）

○愛のコールサービス事業

（一人暮らし高齢者等に対して、定期的に電話をかけ安否確認を行います）

2. 孤立から要支援者を守るための取組み

○ふれあい援護ネットワークの推進（ふれあいネットワーク・災害時要援護者登録制度の統合運用）

（平常時における見守り（ふれあいネットワーク）を推進すると同時に、その構成員を災害時の支援者として登録し、2つの制度を統合・強化します）

3. 要支援者の権利を守るための取組み

○日常生活自立支援事業（日常的金銭管理、サービス利用時の手続き支援等：県社協委託）

（判断能力が十分でない方が適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行います）

○高齢者あんしんセンター事業（程度の重い方への日常生活自立支援事業：市委託）

（意思能力が低下し自身で判断することが困難な方への相談活動や財産保全等を行います）

○成年後見人制度の推進（法人後見人、市民後見人育成等）

（権利を擁護するため、法人後見人制度の実施に向けた準備や、市民後見人の育成の検討を行います）

4. 要支援者を経済的に支援するための取組み

○生活資金貸付事業

（経済的自立や生活意欲を助長するため、生活資金の貸付を行います）

5. 包括的・継続的な日常の見守り・生活支援（ケアマネージャー等から漏れる方々のケア）

○福祉の要請に基づくケースワーク事業

（身寄りのない方等に対して、社会福祉の関係者が当事者に必要な支援を管理する仕組みを作ります）

○民生委員・児童委員（ソーシャルワークの方法論等）支援

（民生委員が行うケースワークにおける困難事例へのバックアップ体制を構築します）

6. 命を守る取組み

○緊急時連絡カード配布事業

（事故・災害等の緊急時に備え、連絡先やかかりつけ医等を記載し携行するカードを配布します）

○救急医療情報キット配布事業

（自宅で緊急事態となった際、救急隊等が適切な処置ができるよう、既往歴、かかりつけ医などの情報が入った救急医療情報キットを配布します）

第2節 相互扶助を促すための手段（小地域組織化への支援）

1. 住民相互間の自主的支援活動を通じた相互扶助の実現を支えるための取組み

○食事サービス支援（会食・配食・料理教室）

（会食型・配食型の食事サービスを行う福推協に対して食事代の助成を行います）

○買い物・ごみ捨て等日常生活支援

（日常生活の支援が必要な方に対して、福推協が何らかの取組みが行えるよう支援します）

○限界集落地域活性化事業

（黒島地区をモデルに、限界集落地域が行う福祉力向上のための取組みを支援します）

2. 要支援者自らの自主的・自立的活動を通じた相互扶助の実現を支えるための取組み

○ふれあいいいききサロンの支援・促進

（身近な場所でふれあいを通じて生きがい・仲間づくりを行う、地域のサロン活動を支援します）

○サロン（地域の居場所）づくり

（福祉的な支援を要する方をはじめ地域の方が気軽に集い交流する場づくりを支援します）

第3節 地域福祉（社会参加）を実現する地域の主体的活動を実践する手段（地域活動）

1. 実践体制

○福祉推進協議会位置付けの再整理及び活動支援

（福推協の位置づけを明確化したうえで、福推協の活動を支援します）

○民生委員・児童委員機能強化

（民生委員・児童委員をサポートする協力員制度の導入を検討します）

○民生委員・児童委員協議会の包括的支援

（民児協の事務局のあり方も含め、民生委員活動をより円滑に行うための体制を検討します）

2. 福祉推進協議会が推進する福祉施策

○自立支援・小地域組織化活動の状況の把握と推進・協力

（個人への支援や小地域が行う福祉活動（食事やサロン等）を把握し必要な支援や協力をを行います）

○ひきこもり、認知症、虐待等、福祉課題の現状の把握と、住民意識醸成

（地域の福祉課題を把握し、地域で対応する術を地域住民が学べるよう意識向上を図ります）

○こども・子育て等に関する優良事例の把握・紹介

（子育て支援等に関する優良事例等を収集し地域で紹介することで、助合い意識の向上を図ります）

○住民の福祉ニーズの抽出と主体的解決

（地域に潜む福祉ニーズを抽出し、福推協が主体となってその解決に努めます）

3. 各地区地域福祉活動計画

第4節 自立支援・相互扶助・地域活動を実現するために必要な基盤整備

1. 施設基盤整備

○主に要支援者の社会福祉活動を支える拠点施設整備（福祉活動プラザ）

（障がい者団体などの当事者団体の活動を支援するため福祉活動プラザを整備します）

○地域福祉を一元的に推進するための拠点施設整備

（社協の本体機能や市内の福祉活動等を拠点化するため、社協庁舎の再整備を検討します）

○その他、地域福祉実現に必要なとなる施設の整備

2. 情報基盤整備

○社会資源情報の収集整備（地域福祉の手引き）

（社会福祉施設やボランティア団体等の社会資源の情報を常時収集します）

○災害時要援護者・平常時要支援者の一元的データ管理

（災害時や平常時に支援が必要な方の情報をデータベース化し、関係者が共有する仕組みを作ります）

○地域福祉カルテ（地域ごとの福祉環境状況書）の整備

（地域の課題や社会資源などを分析したカルテを整備します）

○住民ニーズの収集整備（アンケート、モニター等）

（変化する住民の福祉ニーズを把握するため、アンケート調査やモニター制度を行います）

3. 人材基盤整備

○福祉人材バンク

（福祉職への就職希望者と社会福祉施設等をつなぐため、人材バンク事業を行います）

○ボランティアセンター運営

（引き続き、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターを設置・運営します）

○ボランティア活動支援（講座・研修、ボランティア保険等）

（ボランティア活動の活性化するため、ボランティア向けの研修等を行います）

第5節 災害時における取組み

1. 災害時要援護者支援計画

（災害時に支援が必要な方に対し、地域が連携して避難支援する仕組み作りを行います。）

2. 福祉避難所

（福祉的ケアが必要な被災者を二次避難させる福祉避難所の指定を進めます）

3. 災害ボランティアネットワーク

（災害時のボランティア活動が円滑・迅速に実施できるよう、企業や市民などとのネットワークづくりを行います）

第4章 ふくし教育

（地域住民が福祉に関心を持ち、地域の福祉課題を把握・解決できるよう福祉教育を行います）

1. 出前講座

2. 体験学習

3. 福祉講演会

第5章 推進体制

1. 地域福祉計画推進委員会

資料編

第2章 社会福祉の現状と課題

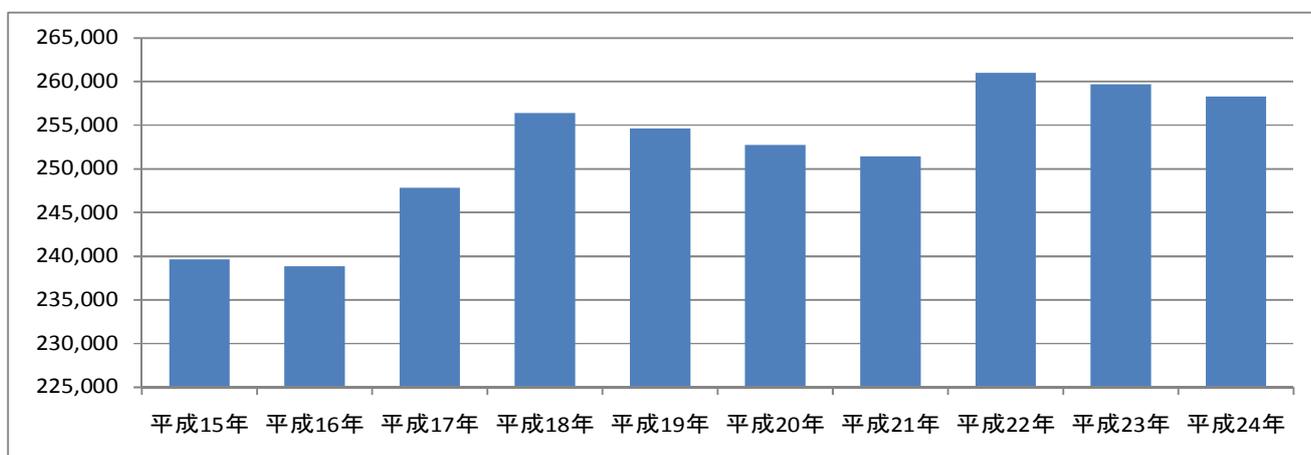
この章では、第1章第2節で整理したとおり地域福祉計画に含まれる、社会福祉を形成する各施策ごとに、それぞれ現状と課題を分析し、これら公的なサービスでは対応できない部分を見出していきます。各分野ごとに、(1)社会資源等の状況、(2)公的支援の現状、(3)公的支援では補完できない課題、に分けて整理を行います。

なお、社会福祉法第107条では、地域福祉計画を、一、地域における福祉サービスの適切な利用推進に関する事項、二、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、三、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項の3項目で整理することとなっていますので、(2)公的支援の現状については、この区分に従って整理を行います。

1. 地域の現況

(人口及び世帯の状況)

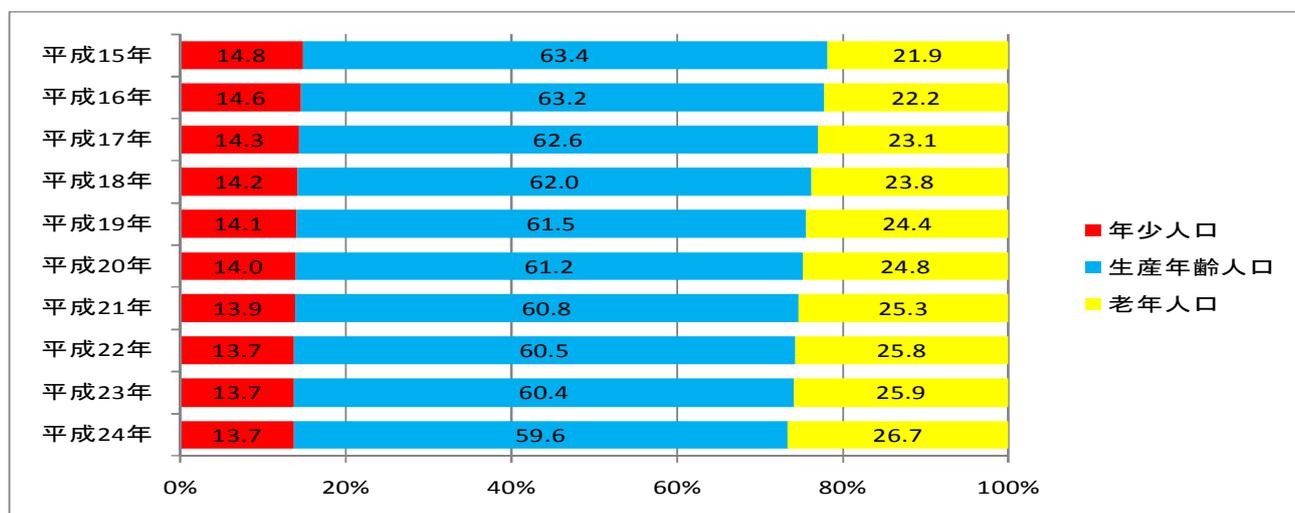
佐世保市の人口は、平成15年から平成24年の10年間で見ると、平成17年、平成18年及び平成22年の市町合併により人口は一時的に増加しているものの、一貫して減少する傾向にあります。



(資料：佐世保市の保健福祉（統計資料編）)

また、3区分別人口割合は、平成24年10月現在の0～14歳人口割合は13.7%、15～64歳人口割合は59.6%、65歳以上人口割合は26.7%となっており、その推移をみると、0～14歳人口割合はおおむね横ばい、15～64歳人口割合は減少、65歳以上人口割合は増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

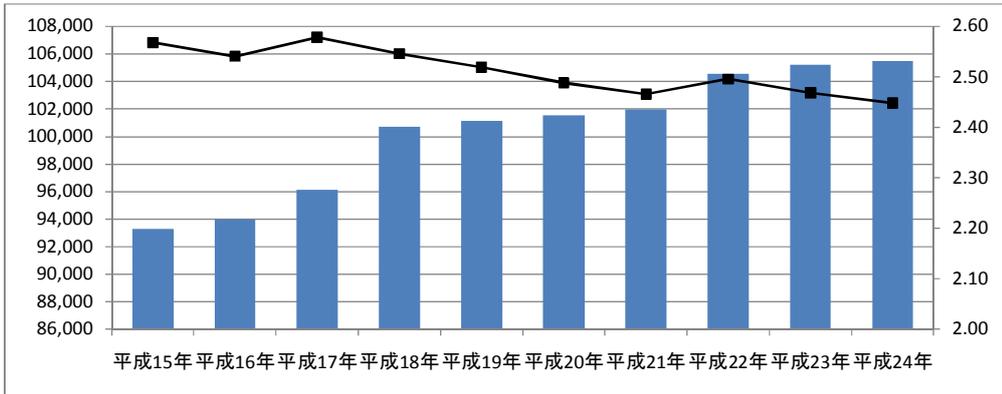
(年齢3区分別人口割合の推移)



(資料：佐世保市の保健福祉（統計資料編）)

(世帯数の推移)

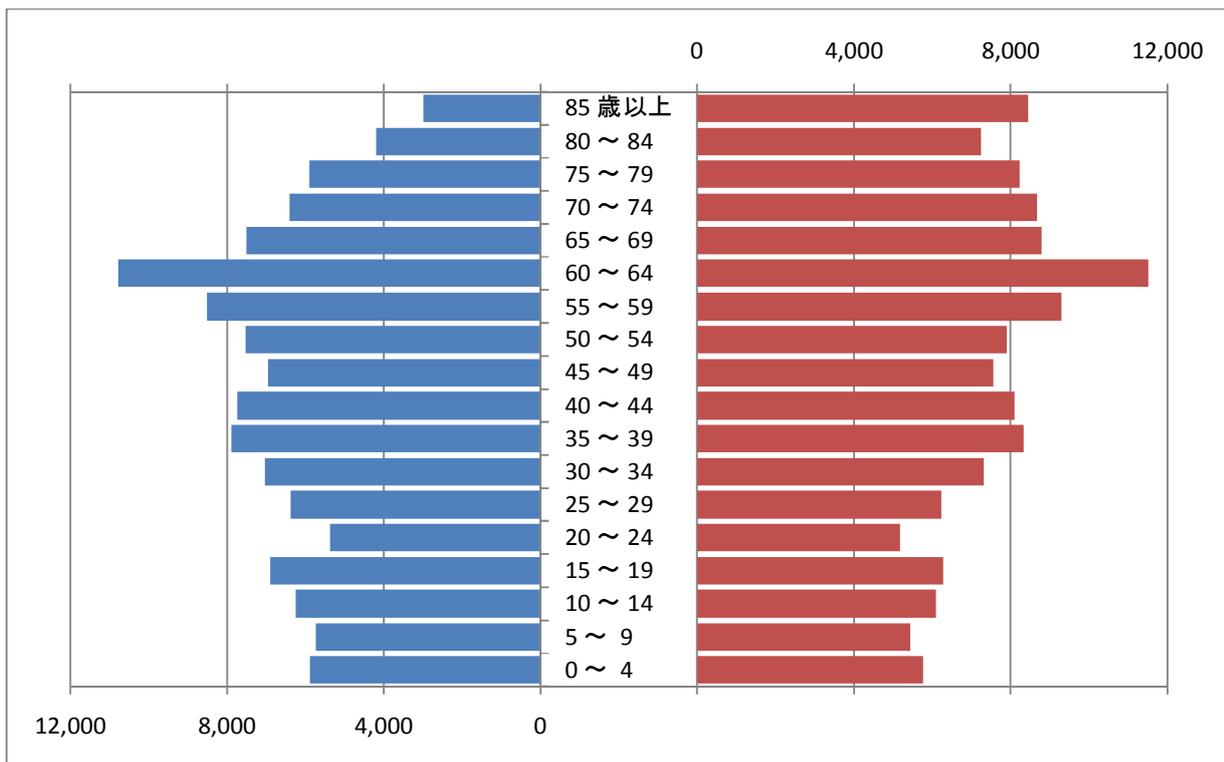
人口の増加率に比べ世帯数の増加率の方が高いため、1世帯当りの平均世帯人数は減少しており、核家族化が進んでいます。



(資料：佐世保市統計書)

(人口ピラミッド)

平成24年10月現在の人口ピラミッドをみると、第1次ベビーブーム世代を中心とした階層の人口が多くなっており、年齢階層が低いほど人口が少ない傾向がみられます。

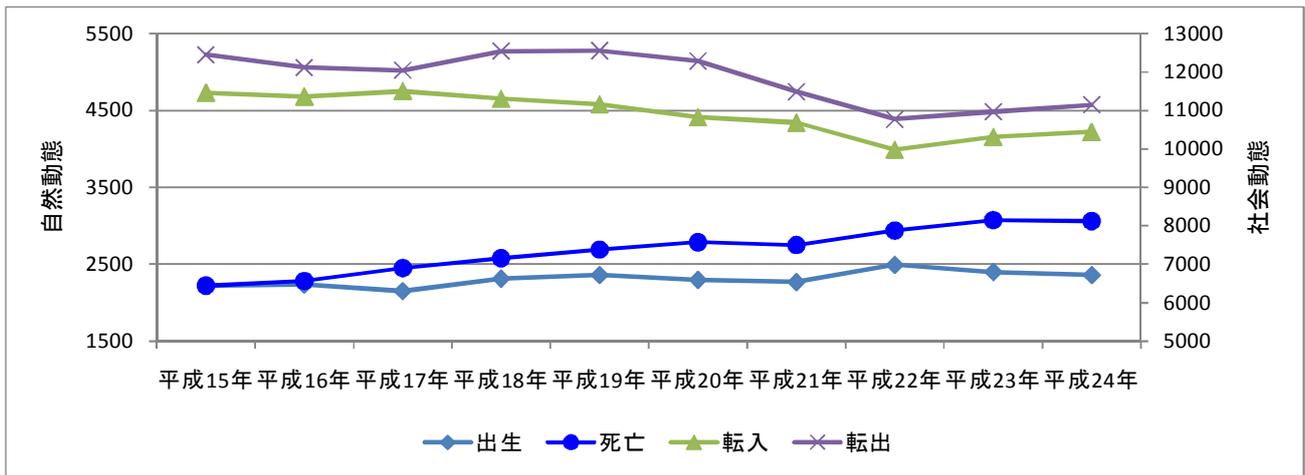


(資料：佐世保市統計書)

(自然動態と社会動態)

平成15年から10年間の自然動態と社会動態を見ると、出生・死亡による自然動態は、平成17年以降、死亡が出生をわずかに上回って推移しており、平成24年では699人の自然減となっています。

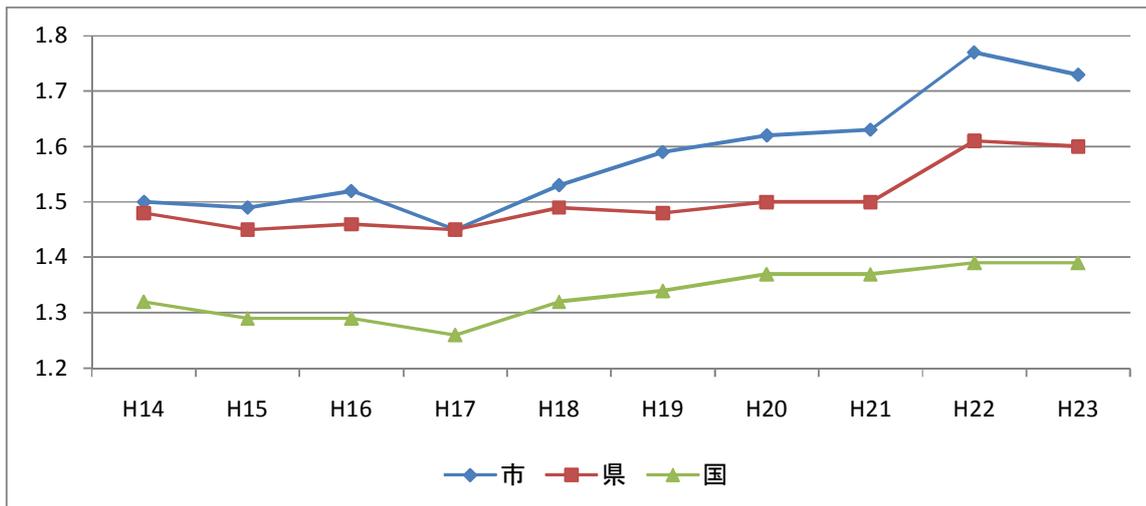
また、転入・転出による社会動態は、総じて転出が転入を上回っており、平成24年では713人の社会減となっています。



(資料：佐世保市統計書)

(合計特殊出生率)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率では、全国や長崎県より高い値で推移しており、さらにその数は増加する傾向が見られます。しかし、人口を維持するために必要とされる人口置換水準(※)は、下回ったままです。



(資料：市 佐世保市の保健福祉(統計資料編)、国・県 人口動態計)

※合計特殊出生率

その年次の年齢別出生率において、1人の女性が生涯に産むと推計される子どもの数の近似値を示すといわれています。

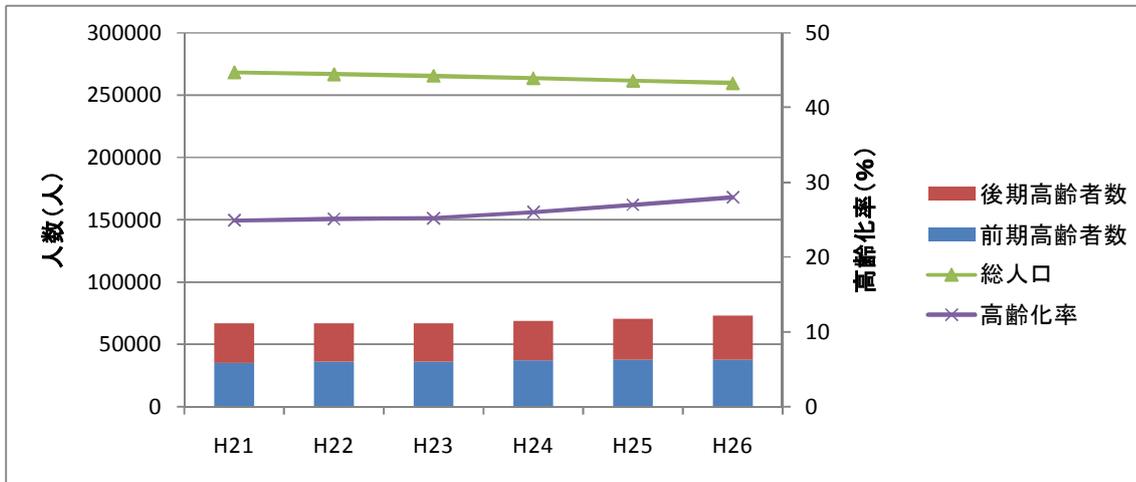
※人口置換水準

長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいい、この水準を下回ると人口が減少することになり、標準的な水準は2.1前後ですが、年によって変動があります。

2. 高齢者福祉の状況

(高齢者人口の状況)

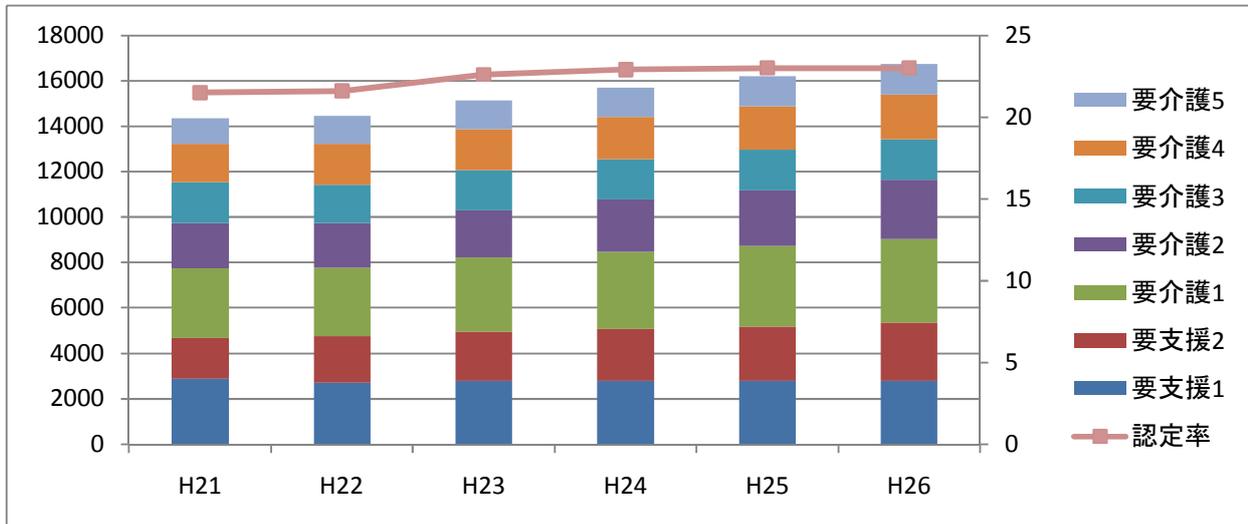
総人口は減少するにも関わらず、高齢者人口は増加傾向にあり、平成26年度には28.0%の高齢化率になると推計されており、高齢化の進行が認められます。



(資料：第5期佐世保市老人福祉計画・介護保険事業計画)

(介護認定の状況)

介護認定の状況を見ると、認定者数は平成23年で15,123人ですが、平成26年には16,728人と推計しており、また、認定率も平成23年度の22.6%から平成26年度は23.0%に上昇する見込みであり、介護や支援を必要とする高齢者が増加を続ける傾向にあります。



(資料：第5期佐世保市老人福祉計画・介護保険事業計画)

(日常生活圏域の高齢者の状況 (H23. 10. 1 住民基本台帳))

	人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化 率	前期 高齢者	後期 高齢者	後期率 (※)
宮・広田	14,969	2,356	15.7%	1,067	1,289	54.7%
三川内	4,301	1,407	32.7%	633	774	55.0%
針尾・江上	9,632	2,313	24.0%	1,055	1,258	54.4%
早岐	22,448	5,162	23.0%	2,695	2,467	47.8%
日宇	28,608	6,994	24.4%	3,305	3,689	52.7%
戸尾・光園山手	13,759	3,534	25.7%	1,519	2,015	57.0%
清水・大久保	10,532	3,032	28.8%	1,231	1,801	59.4%
春日	6,641	2,044	30.8%	946	1,098	53.7%
金比良・赤崎・九十九	18,281	5,023	27.5%	2,265	2,758	54.9%
天神・福石・木風	23,976	6,836	28.5%	3,106	3,730	54.6%
潮見・白南風	10,453	2,994	28.6%	1,306	1,688	56.4%
小佐世保	6,023	1,680	27.9%	701	979	58.3%
大野	19,835	4,980	25.1%	2,362	2,618	52.6%
柚木	4,550	1,300	28.6%	537	763	58.7%
日野	13,478	2,275	16.9%	1,165	1,110	48.8%
宇久	2,649	1,189	44.9%	435	754	63.4%
相浦・黒島	15,361	3,225	21.0%	1,582	1,643	50.9%
中里・皆瀬	12,016	2,935	24.4%	1,398	1,537	52.4%
吉井	5,937	1,441	24.3%	635	806	55.9%
世知原	3,740	1,277	34.1%	545	732	57.3%
浅子・小佐々	7,235	1,769	24.5%	774	995	56.2%
江迎	5,823	1,641	28.2%	673	968	59.0%
鹿町	5,150	1,525	29.6%	656	869	57.0%
佐世保市全体	265,397	66,932	25.2%	30,591	36,341	54.3%

※高齢者人口に占める後期高齢者の割合

(2) 公的支援の現状

長寿社会課が作成した佐世保市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年3月）において、高齢者福祉サービスとして公的に提供するサービスは以下のとおりです。

① 福祉サービス及び介護サービスの適切な利用の推進に関する事項
<input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービス及び介護サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること <input type="checkbox"/> 相談体制充実事業（3章3節1：p110～ p112） 総合相談事業、訪問指導、高齢者あんしんセンター運営事業、高齢者の認知症等相談事業
<input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービス及び介護サービス利用援助事業や苦情対応相談を活用するための関連機関への紹介等に関すること <input type="checkbox"/> 相談体制充実事業（3章3節1： p110～ p112） 総合相談事業、訪問指導、高齢者あんしんセンター運営事業、高齢者の認知症等相談事業
② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
<input checked="" type="checkbox"/> 制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり <input type="checkbox"/> 地域支え合い事業（3章4節1： p115～ p118） 包括的・継続的マネジメント事業、ふれあいネットワーク支援事業、認知症サポーター等養成事業

<p>●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量</p>
<p>□介護保険事業以外の事業（3章：p43～ p130）</p> <p>軽度生活援助事業（p99）、生活援助員派遣事業（p99）、日常生活用具給付事業（p100）、高齢者用住宅改造助成事業（p100）、離島高島介護サービス確保事業（p102）、高齢者生活福祉センター運営事業（p102）、ケアハウス（p103）、訪問指導（p110）、高齢者あんしんセンター運営事業（p111）、高齢者の認知症等相談事業（p111）、高齢者虐待防止事業（p112）、養護老人ホーム（p114）、ふれあいネットワーク支援事業（p117）、認知症サポーター等養成事業（p117）、緊急通報システム事業（p118）</p>
<p>□介護保険事業</p> <p>3章（p43～p130）のうち上記以外の事業</p>
<p>●福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策（事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等）</p>
<p>特になし</p>
<p>●在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること</p>
<p>□地域密着型サービス（3章2節I2：p86～p96）</p> <p>夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</p>
<p>●社会福祉を目的とする事業の振興策</p>
<p>特になし</p>
<p>③ 地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項</p>
<p>●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策</p>
<p>□生きがいと社会参加の促進（3章6節：p125～p130）</p> <p>老人福祉センター運営、老人クラブ支援、敬老特別乗車証</p>
<p>□ボランティア（5章：p137～p138）</p> <p>ボランティアセンターの運営</p>
<p>●必要な知識・技術を習得するための支援方策</p>
<p>□家族介護支援事業（3章2節II2：p105）</p> <p>介護教室</p>
<p>□生きがいと社会参加の促進（3章6節：p125～p130）</p> <p>生涯学習・文化活動・生涯スポーツ・生涯ボランティア・就労等への支援</p>
<p>□ボランティア（5章：p137～p138）</p> <p>ボランティア研修</p>
<p>●活動の拠点を確保するための支援方策</p>
<p>□介護予防拠点整備（3章1節4：p50～p51）</p> <p>介護予防拠点整備支援（長崎県地域介護・福祉空間整備事業費補助金）</p>
<p>□生きがいと社会参加の促進（3章6節：p125～p130）</p> <p>地域活動支援（活動拠点施設整備に対する助成制度）</p>
<p>□ボランティア（5章：p137～p138）</p> <p>ボランティアセンターの運営</p>
<p>●高齢者等の当事者組織が行う活動の支援方策</p>

□生きがいと社会参加の促進（3章6節：p125～p130）

老人福祉センター運営、老人クラブ支援、敬老特別乗車証

□ボランティア（5章：p137～p138）

ボランティアセンターの運営

(3) 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

高齢者福祉に関する公的なサービスは多岐にわたり、また、サービスを提供する事業所の数も多く、一定の専門性を有する公的な制度上のサービスについては、整備が進んできている状況にあります。また、制度にないインフォーマルなサービスについても一定量存在しており、複層的にサービスや支援が行われている状況です。

しかし、高齢者の数自体が増えていること、独居や高齢者のみの世帯が増えてきていることもあり、日常生活における不便や不都合、或いは、身寄りがないことによる様々なトラブルが生じてきているようです。そして、これらの問題が、外出を阻害し、地域との交流を減少させ、身体・精神の機能の低下を引き起こし、要支援・要介護、最悪の場合、孤独死などという事態に発展していく可能性も否定できません。

公的サービスが補完できない具体的な課題としては、次のようなものが挙げられます。

①身寄りがない方への日常的ケアマネジメント

介護認定がない独居高齢者の見守りや、身寄りのない方が入院した場合の付添い、生活支援、退院後の生活環境づくりなど、ご家族がいらっしゃる場合にはあまり問題とならない日常的な支援が必要な方がいらっしゃいます。このような問題は、ご本人の生活が困難となることはもちろんのこと、急性期の病院のベッドが空かず、本当に必要な方が医療を受けられないといった状況を生み出しています。また、いわゆるごみ屋敷といわれる所に居住しておられる方には、継続的な生活支援や日常的な見守りが必要です。

②日常生活への支援

日常生活を営むためには、買い物やごみ出し、通院時の移動など、一定の身体的行動や経済活動を伴います。また、例えば住み替えのための住宅探しや福祉サービスを受けるためには、必要な情報を適切に入手する必要があります。しかし、このような日常生活に必要な活動や情報に対して、身体機能の低下や、交流の希薄化によって、簡易な行為ができない、得るべき情報が得られないといった支障が生じてきています。また、交通不便地域においては、通院等、必要な移動手段が確保できず、必要な外出ができないといった状況が出てきています。

③日常生活を営むために必要な手続的行為等

一時的な生活困窮に対応するための生活資金の借入れ手続き、施設入所申請のための書類作成、相続手続きなど、簡単な行為から、代理権（民法 859 条 1 項）や取消権（民法 120 条 1 項）を必要とする重大な行為まで、日常生活を営むために必要な手続的行為が、ご本人の意思能力では難しく、かつ、これらを支援してくれるご家族等の身寄りがいらっしゃらない方がいます。このような方々には、日常的に必要となる簡単な行為への支援や、法手続きを代理することができる成年後見人等の活用が必要です。

これらの課題を、地域において解決するための手段としては次のようなものが考えられます。

②身寄りがない方への日常的ケアマネジメント

介護認定を受けている方については、介護の専門的立場からケアマネジメントを行うケアマネージャーがいますが、日常生活的な見守りは、守秘義務の問題もあり、やはり、民生委員の方々に最前線で活躍していただかなければなりません。しかし、ソーシャルワークに関する専門性は、社会福祉士等、一定のスキルが必要です。このようなことから、ケースワークが必要な方への日常的な見守りや簡単な生活支援は民生委員の方々に、一定の技術的サポートが必要な場合は、社会福祉協議会がバックアップしていくといった仕組みが、手段として考えられます。

②日常生活への支援

ごみ出しや買い物など、日常生活における簡易な支援は、全国的に見てもたくさんの取り組みが展開されていますが、行政や社協が、一律の制度として実施しようとした場合、財源的な問題（安全性や秘匿性を担保するために、必要以上の費用が生じる）、公平性の問題（一律の仕組みを全市的に取り入れなければならない）、制度的硬直性の問題（全市的な制度設計を行うため、一度決めたらなかなか変えられない）などから、持続性や応用性が著しく阻害されることが考えられます。

地域においては、福祉推進協議会が地域福祉の推進主体として存在し、現在ご活躍いただいているところです。これら個人の日常生活を地域で支える取り組みは極めて重要であり、福祉推進協議会が費用をかけず、小回りのきく取組を複層的に行っていくことにより、結果として持続性を確保できるのではないかと考えられます。このような取り組みに対し、行政や社協が優良事例の紹介、発足時の費用助成等を行うなどの支援が、有効な取り組みとして考えられます。

③日常生活を営むために必要な手続的行為等

利用者を適切なサービスにつなげるための手続的支援は、社会福祉法第81条において、都道府県が実施することとなっていますが、現在これを佐世保市社会福祉協議会が県からの受託事業として実施しています。簡易な手続き支援がメインとなりますが、これを補完するために市の委託事業として高齢者あんしんセンター事業が行われており、これより状態が悪くなった場合は、成年後見制度を活用するというのが、オーソドックスなパターンとして考えられます。なお、これら一連の取り組みを、個人が日常生活を円滑に行うための包括的支援の一部として、一体的に実施していくことが重要です。

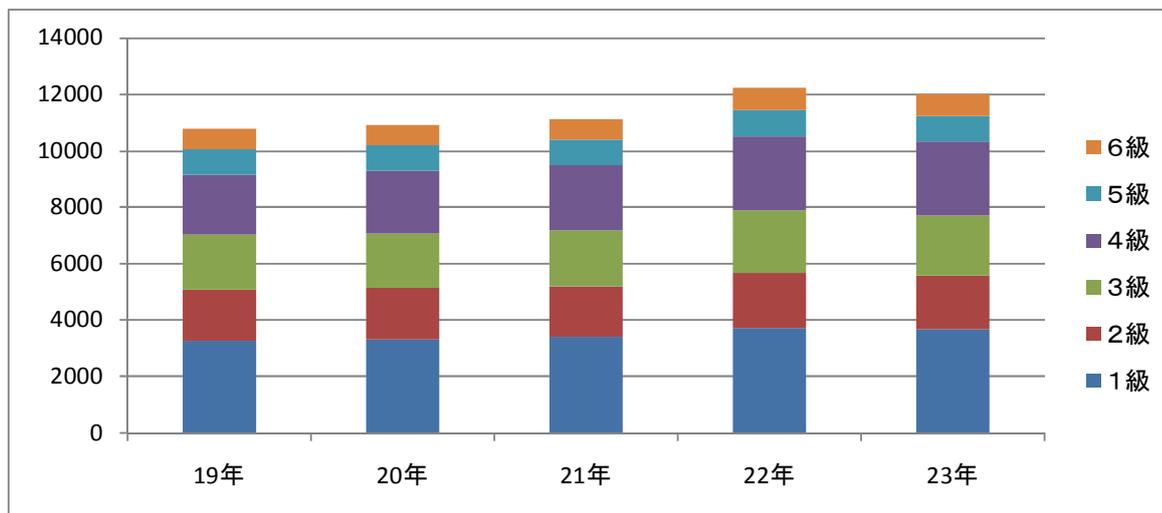
3. 障がい者福祉の状況

(身体障がい者の状況)

身体障害者手帳所持者の数は、平成 23 年 3 月末現在 12,021 人で、うち 65 歳以上の高齢者が全体の 66.8%と高い割合を占めています。

身体障害者手帳所持者の内訳をみると、肢体不自由の占める割合が高くなっていますが、近年では内部障がい（心臓・肝臓・呼吸器等の障がい）も大きな伸びをみせています。

(身体障害者手帳所持者数の推移)



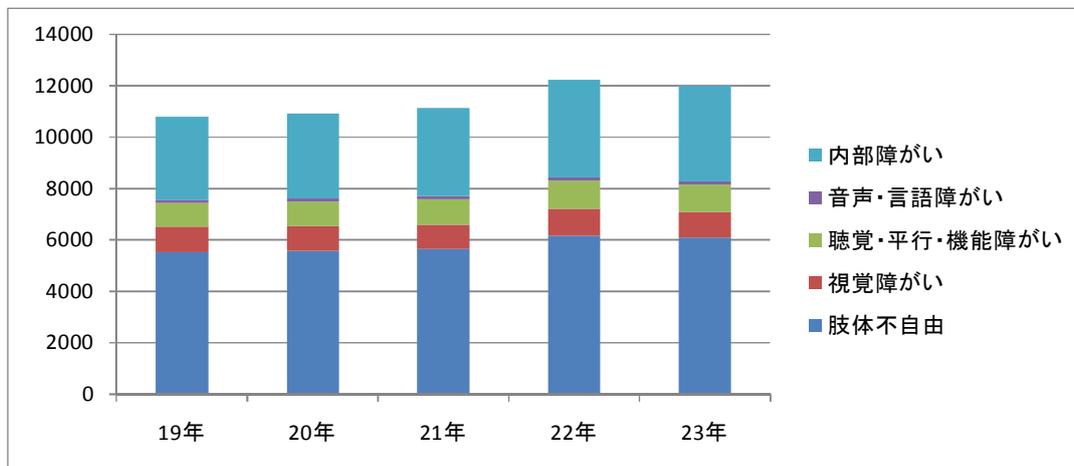
(資料：佐世保市の保健福祉（統計資料編）)

(年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移)

	19年	20年	21年	22年	23年
18歳未満	208 (1.9%)	205 (1.9%)	191 (1.7%)	198 (1.6%)	202 (1.7%)
18～64歳	3,535 (32.8%)	3,532 (32.4%)	3,525 (31.7%)	3,743 (30.6%)	3,791 (31.5%)
65歳以上	7,045 (65.3%)	7,176 (65.8%)	7,421 (66.6%)	8,299 (67.8%)	8,028 (66.8%)
合計	10,788	10,913	11,137	12,240	12,021

(資料：佐世保市の保健福祉（統計資料編）)

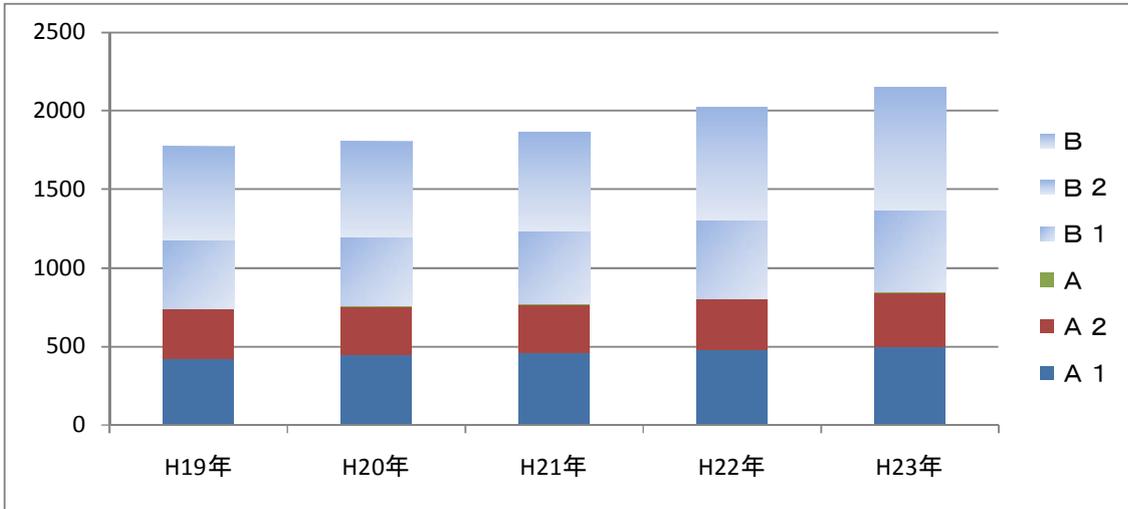
(障がい別身体障害者手帳所持者数の推移)



(資料：佐世保市の保健福祉（統計資料編）)

(知的障がい者の状況)

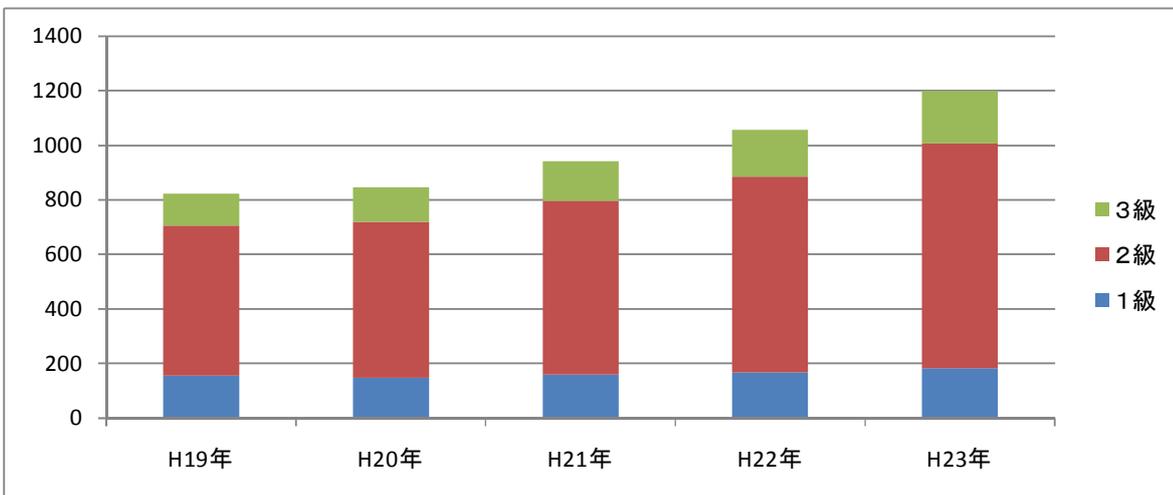
本市における療育手帳の所持状況をみると、平成 22 年度末現在 2,146 人で、年々増加する傾向にあります。障がい程度別にみると、障がい区分別にみると、B（中・軽度）の伸びがA（重度）を上回っています。



(資料：佐世保市の保健福祉（統計資料編）)

(精神障がい者の状況)

本市における精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、増加傾向で推移しており、平成 22 年度末には 1,199 人となっています。等級別にみると、1 級がほぼ横ばいで推移しているのに対し、2 級及び 3 級は平成 19 年度末の 67.0%及び 14.1%から平成 22 年度末には 68.7%及び 16.0%を占めており、増加する傾向にあります。



(障がい福祉サービスの状況)

市内の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は次のとおりです。

		事業所数
介護給付	居宅介護	33
	重度訪問介護	32
	同行介護	7
	行動援護	1

	療養介護	0
	生活介護	15
	児童デイサービス	5
	短期入所（ショートステイ）	5
	重度障害者等包括支援	0
	施設入所支援	1
	共同生活介護（ケアホーム）	47
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	10
	就労移行支援（A型）	6
	就労継続支援（B型）	22
	共同生活援助（グループホーム）	35

（出典：2011年度 地域福祉の手引き 社会福祉協議会）

(2) 公的支援の現状

障がい福祉課が作成した障がい者プラン・第3期障がい福祉計画（平成24年3月）において、障がい者福祉サービスとして公的に提供するサービスは以下のとおりです。

①福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
●福祉サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること	
<input type="checkbox"/> 相談支援体制の充実（p26～28） 障がい者ケアマネジメント体制の拡充、地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化、障がい者の権利擁護の充実、障がい者への虐待防止	
<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援と情報提供（p38～39） 多様な手段による情報提供の充実、コミュニケーション支援とその担い手の確保、IT利用の取り組み	
<input type="checkbox"/> 日中活動の場及び在宅サービスの充実（p29～30） 日常生活用具給付の充実	
●福祉サービス利用援助事業や苦情対応窓口を活用するための関連機関への紹介等に関すること	
<input type="checkbox"/> 相談支援体制の充実（p26～28） 障がい者ケアマネジメント体制の拡充、地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化、障がい者の権利擁護の充実、障がい者への虐待防止	
②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
●制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり	
<input type="checkbox"/> 相談支援体制の充実（p26～28） 障がい者ケアマネジメント体制の拡充、地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化、障がい者の権利擁護の充実、障がい者への虐待防止	
<input type="checkbox"/> 地域で支え合うネットワークづくり（p34～35） 地域に根ざした福祉活動の促進、ボランティア活動に関する情報提供と相談助言、理解者・協力者の人材育成、精神保健福祉ボランティアの養成	
●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量	
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等の事業量見込み 訪問系サービス（p68～69）、日中活動系サービス（p69～72）、居住系サービス（p72～73）、相談支援（p73～74）	
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業の事業量見込み 相談支援事業（p75）、コミュニケーション支援事業（p76）、日常生活用具給付事業（p76）、移動支援事業（p77）、地域活動支援センター機能強化事業（p77）、訪問入浴サービス事業（p78）、日中一時支援事業（p78）、施設入所就職支度金給付事業（p78）、社会参加促進事業（p79）	

<input type="checkbox"/> 児童福祉法上のサービス事業量見込み 児童発達支援 (p80)、保育所等訪問支援 (p81)、放課後等デイサービス (p81)、障がい児相談支援 (p81～82)
<input checked="" type="checkbox"/> 福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策 (事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等)
<input type="checkbox"/> 特になし
<input checked="" type="checkbox"/> 在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること
<input type="checkbox"/> 居住支援の充実 (p33) グループホーム・ケアホームの整備
<input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉を目的とする事業の振興策 →公的サービス参入に向けた取組みなど
③地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
<input checked="" type="checkbox"/> 活動に関し必要な情報を入手するための支援方策
<input type="checkbox"/> 地域で支え合うネットワークづくり (p34～35) 地域に根ざした福祉活動の促進、ボランティア活動に関する情報提供と相談助言、精神保健福祉ボランティアの養成、理解者・協力者の人材育成
<input checked="" type="checkbox"/> 必要な知識・技術を習得するための支援方策
<input type="checkbox"/> 地域で支え合うネットワークづくり 精神保健福祉ボランティアの養成 (p35)
<input type="checkbox"/> 啓発・広報活動の推進 地域の行事や集まりの中での啓発の機会拡充
<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援と情報提供 コミュニケーション支援とその担い手の確保 (p39)、IT利用の取り組み (p39)
<input checked="" type="checkbox"/> 活動の拠点を確保するための支援方策 現在、ふれあいセンターにおいて、障がい者当事者組織、及び障がい者に対するボランティア団体に対し活動の拠点を確保している。
<input checked="" type="checkbox"/> 障がい者等の当事者組織が行う活動の支援方策 障がい者団体等が行う事業に対して、必要に応じて補助金を助成している。

(3)公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

障がい者（児）に対する公的サービスは、障害者自立支援制度の開始等により一定の整備が進んでおり、また、インフォーマルなサービスについても、福祉団体（当事者団体）やボランティア団体、NPOなどにより多角的な支援が行われている状況です。

一方で、高齢者福祉における課題と同様に、高齢化の進行に伴う障がい者の増加などに伴い、単身の障がい者も増加する傾向にあり、キーパーソンが近くにいないために生じる日常生活の様々な課題が見受けられます。

公的サービスで補完できない課題としては、次のようなものが挙げられます。

①日常生活への支援

周囲のサポートがあれば容易にできることであっても、単身などの場合には、買い物や電球交換、掃除、外出支援などの日常生活における支障や、外出できない当事者が趣味や習い事などのレクリエーション活動が行えないなどの状況があります。

②日常生活を営むために必要な手続的行為等

高齢者のケースと重複しますが、施設入所のための書類作成や相続手続きなどの軽易な手続きや、

代理権（民法 859 条 1 項）や取消権（民法 120 条 1 項）を必要とする重大な行為など、日常生活を営むために必要な手続的な行為に関して、本人の意思能力では対応が難しい場合には、成年後見人等の活用が必要となります。

これらの課題を、地域において解決するための手段としては次のようなものが考えられます。

①日常生活への支援

地域における福祉推進協議会の役割として、地域が主体となってにより個人の日常生活の支援を担っていただくことを期待します。

②日常生活を営むために必要な手続的行為等

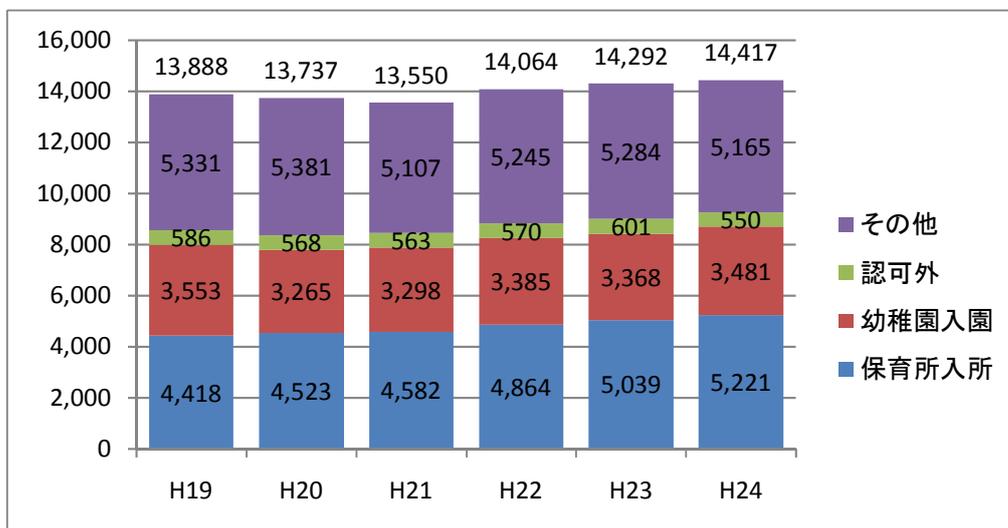
長崎県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業と本市が市社会福祉協議会に委託して行う高齢者あんしんセンター事業、さらに成年後見制度を活用しながら、利用者の意向を尊重した手続きが行われるよう支援します。

4. 子ども・子育て支援の状況

(就学前児童数の状況)

就学前児童数の推移をみると、就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加等の影響により、保育所入所児童数は増加傾向にあります。

また、0～5歳の就学前児童の保育の状況をみると、約60%の児童が保育所や幼稚園等に通っていますが、約40%の児童が家庭などで保育されていると考えられます。



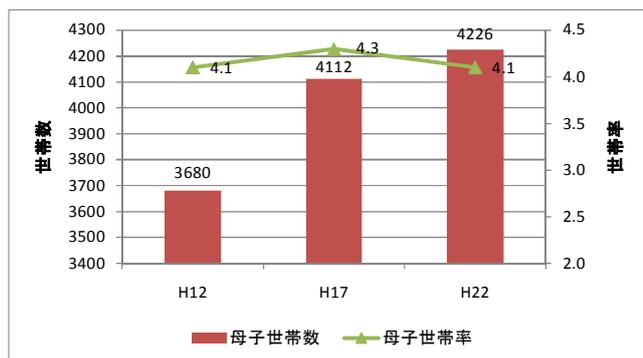
(資料：佐世保市子ども未来部)

(ひとり親(母子・父子)世帯の状況)

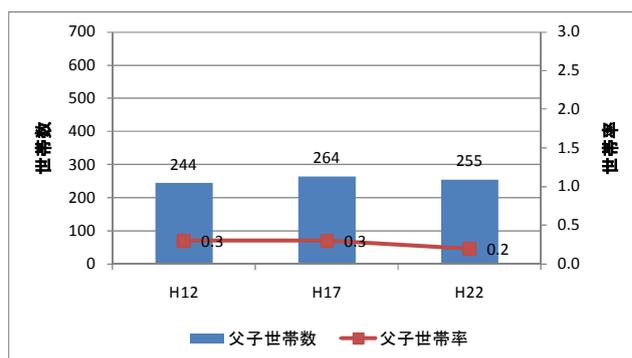
本市のひとり親世帯数は、平成17年からの5年間で、母子世帯は114世帯、2.8%増加と伸びている一方、父子世帯は9世帯、3.4%減少しています。

また、市の総世帯数に占める割合は、母子世帯及び父子世帯ともに横ばいで推移しています。

(母子世帯数と世帯率)



(父子世帯)



(資料：国勢調査)

(2) 公的支援の現状

子ども未来部が作成した次世代育成支援佐世保市行動計画(後期行動計画)(平成22年3月)において、子育て支援サービスとして公的に提供されるサービスは以下のとおり計画されている。

① 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること

<input type="checkbox"/> 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 子どもに関する総合相談窓口 (p19) <input type="checkbox"/> 地域での子どもと子育ての支援 子育て支援情報の発信 (p54)
●福祉サービス利用援助事業や苦情対応相談を活用するための関連機関への紹介等に関すること
<input type="checkbox"/> 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 子どもに関する総合相談窓口 (p19)
②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
●制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり
<input type="checkbox"/> 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実 子どもに関する総合相談窓口 (p19)
●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量
障がい児への支援 (すぎのこ園 p28、子ども発達センター p 25～27、保育所幼稚園 p29) 通常保育事業 (p57・67)、延長保育事業 (p49)、夜間保育事業 (p49)、トワイライトステイ事業 (p19)、休日保育事業 (p50)、病児・病後児保育事業 (p63)、放課後児童健全育成事業 (p56)、地域子育て支援拠点事業 (p48)、一時預かり事業 (p50)、ショートステイ事業 (p19)、ファミリーサポートセンター事業 (p64) 多様な保育サービスに対する検討 (p73)
●福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策 (事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等)
特になし
●在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること
<input type="checkbox"/> 地域での子どもと子育ての支援 (p57～65) 保育所・幼稚園等における様々な取組み (p57)、認定こども園 (p61)、児童センター・児童交流センター、(p62)、ファミリーサポートセンター (p64)、認可外保育施設 (p65) <input type="checkbox"/> 子育てと仕事の両立支援 保育所入所定員や施設の整備 (p67)
●社会福祉を目的とする事業の振興策
特になし
③地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策
<input type="checkbox"/> 地域での子どもと子育ての支援 地域における子育て支援意識の高揚 (p51)、子育て支援サークルのサポート (p52)、子育て支援機関・団体との連携 (p53)、子育て支援情報の発信 (p54)
●必要な知識・技術を習得するための支援方策
<input type="checkbox"/> 地域での子どもと子育ての支援 地域における子育て支援意識の高揚 (p51)～子育て支援情報の発信 (p54)、子どもとその家族への支援 (カウンセリング) (p22)、子育てサポーター養成による育児家庭の支援 (p23)、ファミリーサポートセンター (p64)
●活動の拠点を確保するための支援方策
<input type="checkbox"/> 地域での子どもと子育ての支援 地域子育て支援センター (幼児教育センター) (p34、48) 子育て支援サークルのサポート (p52)、子どもとその家族への支援 (p22)、子育てサポーター養成による育児家庭支援 (p23)、ファミリーサポートセンター (p64)
●障がい者等の当事者組織が行う活動の支援方策
<input type="checkbox"/> 地域での子どもと子育ての支援 子育て支援サークルのサポート (p52)

(3) 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

前述のとおり、子ども・子育てに関して支援を要する親や子どもに対しては、それぞれ一定の専門性を有した職員等の対応により支援体制が図られています。特に、デリケートなアプローチが必要となる場合や、専門的な対応を行う必要があるものに関しては、安易な接触が逆に事態を混乱させる場合もあり、一般の地域住民に、これらの対応を担っていただくことは適当ではありません。

しかし、地域全体で子ども・子育てに関する公的なサポート体制を知ることにより、或いは、一般論として、子ども・子育てに関する具体的な課題や事例を知ることにより、地域における子育ての環境づくりのサポートを行うことができると考えられます。

具体的には、次のような取組が地域において可能であると考えられます。

(1) 市の保健師・助産師が行うケースワークのサポート

市が行うケースワークに関しては、対象者を個別に訪問するなど状況の把握を行い、必要に応じて、適切な対応を取ることとしていますが、保健師・助産師の数も限られており、頻繁に状況を確認することが困難な場合があります。このような場合など、地域における見守りや、その方に合った声かけを行うケースワークのサポートを行う方がいれば、市との連携の中で、継続的・包括的ケアが可能となります。

(2) 子ども・子育てに関する困難事例の把握・声かけ等

特に、子育てに関わらない世帯や地域においては、子育てに関する問題や課題について認識する機会はほとんどありません。地域全体がこのような課題が存在していることを知ることで、気づきや声かけ、或いは地域全体の包容力につなげることができます。

(3) 子育て環境づくりに関する様々な取り組みの紹介

ファミリーサポートセンターでは、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子どもの預かりを行っています。子育て中には、誰かが短時間でも子どもを見ていてくれるだけで親子ともに安心できることがあり、その手助けを可能にするシステムです。このような、会員制のシステムとまではいなくても、より身近な地域での子育てに関する助け合いが生まれれば、子どもにとっても地域にとっても効用をもたらすと考えられます。

子どもの安全の問題や技術的な制約等もあり、地域で制度的に実施していくことは困難ですが、例えば、自分の地域（ご近所レベル）ではこのような取り組みをやっている、お隣とはこのような関係であるなど、地域の様々な成功事例を発信・紹介することで、助け合いの関係が広げられると考えられます。

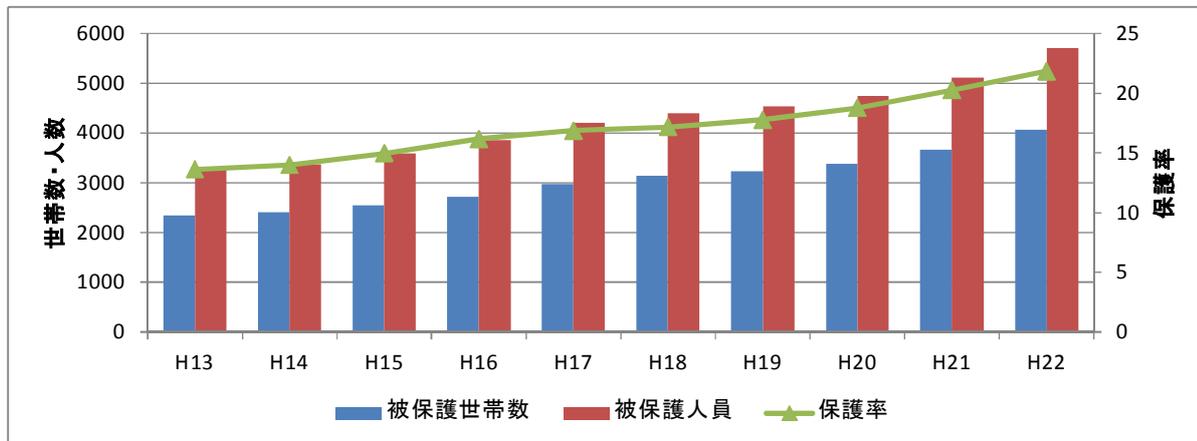
ファミリーサポートセンター

「子育ての手伝いをしたい人（提供会員）」と「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」が会員となって、一般的な子どものお世話を有料で行うシステムです。

佐世保市では、「特定非営利活動法人(NPO) ちいきのなかま」に委託してファミリーサポートセンター佐世保を開設しています。

5. 生活困窮者福祉の状況

近年の景気低迷による未就労者の増加などで年々保護世帯数、人員ともに増加し続けています。平成22年度には保護率が20%を超えています。



(2) 公的支援の現状

生活保護行政における福祉計画は策定していないが、支援が必要な人に対し必要な範囲で支給するため、生活福祉課の業務において下記のような福祉サービスを提供している。

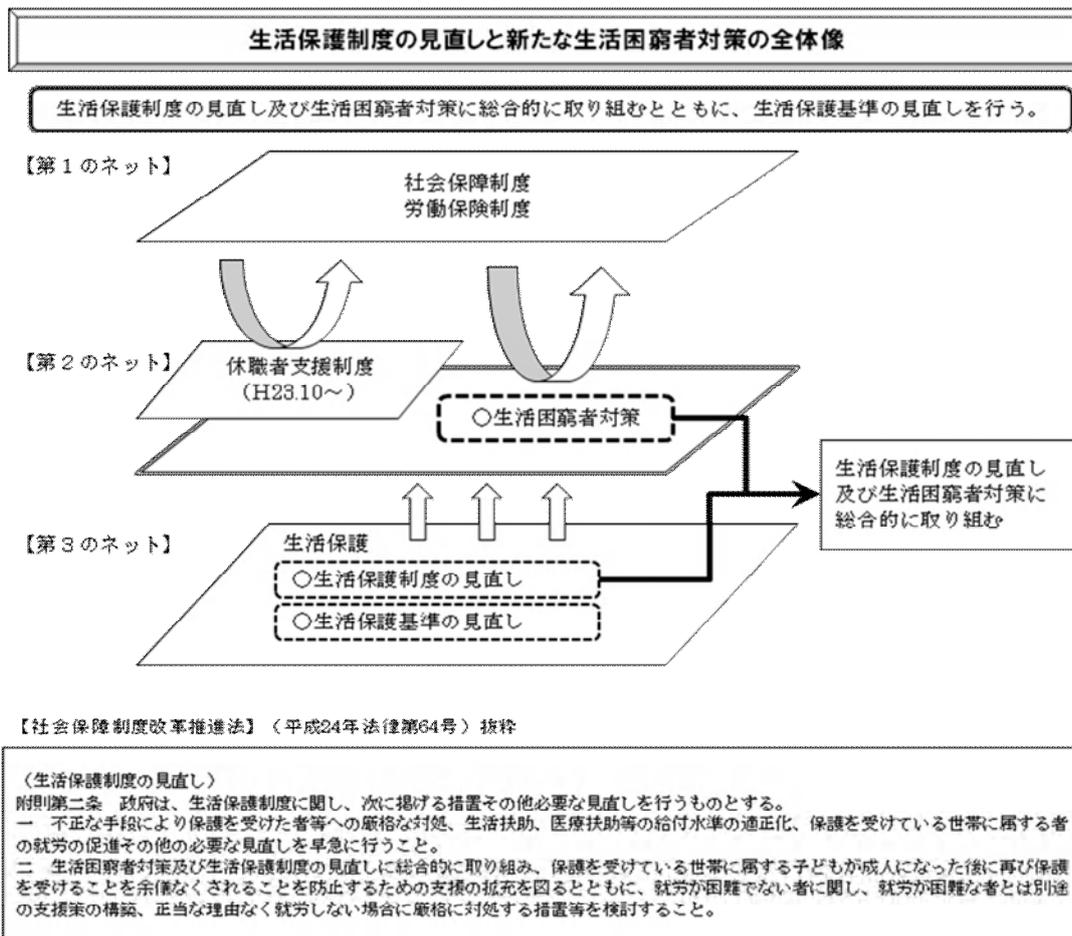
<p>①福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用に関する情報の入手、相談体制の確保に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○相談・指導体制充実事業、○住宅手当緊急特別措置事業 ●福祉サービス利用援助事業や苦情対応相談を活用するための関連機関への紹介等に関すること <p>特になし</p>
<p>②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度的なサービスとインフォーマルな活動が地域で連携する上でのシステムづくり <ul style="list-style-type: none"> ○佐世保市民生委員児童委員協議会との地域連携 ●社会福祉事業において提供される福祉サービスの目標量 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅手当緊急特別措置事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅手当支給対象者数において目標量を提示 ○生活保護措置事業 <ul style="list-style-type: none"> ・支給件数（被保護世帯数）において目標量を提示 ○相談・指導体制充実事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保護相談者において目標量を提示 ○自立促進支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・就労開始・増収者率において目標量を提示 ○保護調査事業 <ul style="list-style-type: none"> ・過誤調整件数において目標量を提示 ●福祉サービスの目標量を達成するための具体的方策（事業者の育成及び誘致、既存施設の活用及び余裕教室等の転用促進、通所施設等の合築の推進、近隣市町村との協働によるサービス確保等） <p>特になし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅福祉サービスの供給拠点を整備する場合の適正配置に関すること <p>特になし</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉を目的とする事業の振興策

特になし
③地域における社会福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
●活動に関し必要な情報を入手するための支援方策
特になし
●必要な知識・技術を習得するための支援方策
特になし
●活動の拠点を確保するための支援方策
特になし
●障がい者等の当事者組織が行う活動の支援方策
特になし

(3) 公的支援だけでは対応できない生活課題・福祉課題

公的支援の状況を見てもわかるとおり、生活保護の根幹となるサービスは「公的扶助」であり、生活保護世帯に対する経済的支援が制度の根幹をなしています。また、従来から、公的扶助に頼らない自立した生活を営めるよう、自立支援を促す取り組みが行われてきています（就労支援、離職者への住宅手当支給など）。

一方で、生活保護費の不正受給問題などをうけ、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）においては、不正受給への厳格対処、給付水準の適正化などを盛り込む制度改革を行うと同時に、生活保護受給者に限らない生活困窮者対策を充実させることとし、生活困窮・生活保護制度見直しへの対策に総合的に取り組むこととされました。



生活保護制度は経済支援であり、生活困窮者に対する最後の砦として公が責任を持って実施しなければなりません。経済的支援以外の支援においては、公的な支援では届かない部分もあります。

現在、生活困窮者対策として予定されている生活保護法や生活困窮者自立支援法による支援のうち、実施主体が行政ではないもの、或いはそもそも支援制度にないものがこれにあたります。

①中間的就労

生活困窮者自立支援法においては、次の事業が予定されていますが、このうち実施主体が福祉事務所設置自治体でないものが地域福祉視点で取り組まなければならない課題だと考えられます。

1. 自立相談支援事業・住宅確保給付金（必須事業：自治体）

- 自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）
- 住宅確保給付金（離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当額を支給）

2. 就労準備支援事業・一時生活支援事業及び家計相談支援事業（任意事業：自治体）

- 就労準備支援事業（就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から実施）
- 一時生活支援事業（住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う）
- 家計相談支援事業（家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付斡旋等）

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する（事業実施主体は、社会福祉法人・NPO等）

②社会的居場所づくり

低所得者や生活困窮者に対する公的支援は経済的給付と自立支援により一定整備されていますが、インフォーマルなサービスはほとんど存在していない状況にあります。

このような状況の中、地域としての関与はあまり多くはありませんが、社会生活自立や日常生活自立を目指す自立支援の取組みとして、社会性の育成を目的とした、地域社会との出会いの場の提供等ができるのではないかと考えられます。